

「御嶽山の噴火災害を踏まえた活火山の観測体制の強化に関する緊急提言」の概要

平成26年12月1日

気象庁

火山観測体制等に関する検討会では、平成26年9月27日に発生した御嶽山の水蒸気噴火を踏まえ、監視及び火山活動に関する情報発表に必要な観測体制について検討し、以下のように緊急提言をとりまとめた。

1. 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するための観測体制の強化

水蒸気噴火の兆候をより早期に把握するためには、その先行現象の確実な検知、異常の判断及び火山活動の的確な評価が必要。先行現象は多様で、規模が小さく、火口付近で観測される場合が多いことから、火口付近への観測強化(火口付近の変形や熱を見る)及び水蒸気噴火の兆候をより早期に把握できる手法の開発への取り組みが必要。

(1) 火口付近への観測施設の増強

- ・火口付近への以下観測機器の整備、火口付近の常時監視の速やかな実施(気象庁)。

熱映像監視カメラ(熱活動)、火口監視カメラ(噴気)、傾斜計(地盤変動)、広帯域地震計(火山体内の流動等による長周期震動)

(2) 水蒸気噴火の兆候をより早期に把握できる手法の開発

- ・地磁気観測及び火山ガスの成分観測の施設整備及び早期把握のための技術開発の実施、火口付近で検知できる先行現象の事例蓄積のための観測強化(気象庁)。
- ・水蒸気噴火の発生場や噴火機構等の研究を促進するための、学術的な研究を進める上で重要な火山における火山体での多項目観測の強化(大学・研究機関等)。

2. 御嶽山の火山活動の推移を把握するための観測強化

再度の水蒸気噴火やマグマ噴火の前兆を確実に捉えるための観測施設整備等への緊急着手(気象庁)。噴火予知技術の向上に貢献するための観測強化(気象庁及び大学・研究機関等)。

3. 常時監視が必要な火山の見直し

常時監視が必要な47火山を選定した平成21年以降に顕著な異常現象が見られた火山の常時観測火山への追加の検討(八甲田山、十和田、弥陀ヶ原)。

○ 最終報告に向けて検討すべき項目

- ・活動監視と評価をよりの的確に行うための人材の確保及び育成の具体策及び評価プロセスの構築。
- ・異常発生時の速やかな現地観測・調査実施のための機動観測体制。
- ・火山周辺の气象台における火山監視体制及び常時観測火山における観測網の充実。
- ・観測装置・データの品質の検証と向上、そのための技術開発。
- ・水蒸気噴火のプロセスを理解するための技術開発の推進及びリモートセンシング技術など新たな観測技術の導入。
- ・調査・研究をより推進するための人材育成を含めた研究体制の強化への貢献。

火山情報の提供に関する緊急提言の概要

平成 26 年 12 月 1 日
気象庁

火山情報の提供に関する検討会では、平成 26 年 9 月 27 日に発生した御嶽山の噴火を踏まえ、火山情報の提供のあり方について、わかりやすい火山情報の提供、火山活動に変化があった場合の情報伝達の方法について検討し、以下のように緊急提言をとりまとめた。

1. わかりやすい情報提供

- ① 火山活動に変化があった場合には、地元の関係機関等にその旨を確実に伝える方策をとるとともに、臨時の機動観測等により現地情報の収集を実施し火山活動の評価を行い、警報や予報の発表又は更新を実施。
- ② 噴火警戒レベル 1 における「平常」の表現について、一般の人々が適切に理解できる表現とするよう、関係機関と調整。
- ③ 噴火発生の観測事実を迅速、端的かつ的確に登山者等に伝え、登山者等が命を守る行動が取れるような、新たな情報（火山速報（仮称））を発表。

2. 情報伝達手段の強化

- ① 登山者等へ最新の火山情報を確実に伝達するため、地元自治体と連携し、山小屋の駐在者、登山ガイド等、日頃から山と接している関係者と平素より情報を共有。
- ② 登山者等に向けた情報について、携帯端末の活用を意識した情報内容とともに、具体的な伝達方法を関係する事業者と調整。

3. 気象庁と関係機関の連携強化

- ① 火山活動の分析結果を、定期的に火山防災協議会で共有し、防災対応を確認。
- ② 火山毎に想定される活動の推移を複数作成。これを踏まえ、地元自治体は関係機関と連携し、気象庁の情報発表及び噴火警戒レベル 1 の段階を含む防災対応の流れ（以下「火山防災対応手順」という）を検討し、共有。
- ③ 火山活動の変化が観測された場合は、気象庁等が臨時の火山防災協議会の開催を求め、最も蓋然性の高い火山防災対応手順に沿った防災対応を連携して実施。
- ④ 火山防災協議会で、噴火警戒レベルの引き下げの考え方について予め検討し、火山防災対応手順に反映して、関係機関と共有。

○最終報告に向けて検討すべき項目

- ・火山活動に変化があったことを防災関係機関に確実に伝えるための情報のあり方。
- ・噴火発生のみならず火山活動の急変を登山者等に伝える情報のあり方。
- ・地元のきめ細かな防災対応のために必要な火山情報のより効果的な提供のあり方。
- ・登山者等が、火山情報によりリスクの高まりを認識し、それに応じて行動するなど、火山への登山に関する心構えの周知啓発。
- ・火山情報を必要とする人々に向けた気象庁ホームページ等の更なる充実改善。